

新冠町

新エネルギー・省エネルギー 導入促進制度

Q & A (平成28年度版)

【問合せ・申請書類提出先】

新冠町企画課まちづくりグループ

TEL 0146-47-2498

FAX 0146-47-2600

E mail teijyu@niikappu.jp

HP <http://www.niikappu.jp>

新エネルギー・省エネルギー導入促進制度Q & A

新エネルギー・省エネルギー導入促進制度のQ & Aを掲載しました。ここに掲載されていないことで、ご不明な点やお問い合わせがある場合は、企画課まちづくりグループまでお問い合わせください。

<制度全般に関する質問>

◆Q1 この制度で補助の対象となるのはどんなものですか？

この制度で補助の対象となるのは環境配慮型の住宅設備機器8種類とLED照明の購入です。

【住宅設備機器】

- ①太陽光発電システム
- ②太陽熱利用システム
- ③ガスエンジン給湯器（エコウィル）、ガスエンジンコージェネレーションシステム
- ④潜熱回収型ガス給湯暖房機（エコジョーズ）
- ⑤CO₂冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）
- ⑥ヒートポンプ暖房システム
- ⑦潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）
- ⑧燃料電池（エネファーム）

【LED照明購入】

- ①LED電球、LED蛍光灯の購入（白熱球、蛍光灯との取替えを目的とするもの）
 - ②LED照明器具（シーリングライト、ペンダント照明など）の購入
- ※LED照明器具とは、LED用に設計され、LEDを光源とした照明器具のことをいいます。

◆Q2 年度内に何度も利用することはできますか？

申請は同一年度1世帯につき1回限りです。ただし、同じ年度に住宅設備機器に対する申請とLED照明購入に対する申請を行うことは可能です。

◆Q3 受付期間は決まっているのですか？

決まっています。受付期間内であれば申込みを締め切ることはありません。

・平成28年 4月 1日（金） ～ 平成29年 2月28日（火）

※住宅設備機器の申請は完了届が平成29年3月末までに提出できることが条件となります。

※LED照明購入の申請は受付状況、予算状況によって受付期間内であっても申請受付を終了する場合があります。

◆Q4 事業者は対象になりますか？

対象になりません。この制度は、一般家庭において新エネルギー・省エネルギー機器の導入・普及を目指すものとして創設しております。

◆Q5 国の補助金と併用することは可能ですか？

国の補助金には燃料電池補助金などがありますが、町の補助金と併用することは可能です。ただし、補助要件や補助対象等が町の制度とは異なりますので、ご注意ください。なお、国の太陽光発電システムの補助金は平成25年度で終了しています。

<参考>

- ・国の燃料電池補助金のホームページ
<http://www.fca-enefarm.org>

◆Q6 町の他の補助金と併用することは可能ですか？

併用することは可能です。この制度の利用と同時に、定住・移住促進制度や住宅リフォーム助成制度に該当する場合があります。詳しくは町のホームページ又は担当窓口でご確認ください。

【担当窓口】

- | | | |
|-------------------|-------------|------------------|
| ○定住・移住促進制度 | 企画課まちづくりG | TEL 0146-47-2498 |
| ○中古住宅取得物件リフォーム補助金 | 企画課まちづくりG | TEL 0146-47-2498 |
| ○住宅リフォーム助成制度 | 建設水道課建設・管理G | TEL 0146-47-2519 |
| ○福祉関連の住宅改修支援制度 | 保健福祉課保健福祉G | TEL 0146-47-2113 |

◆Q7 転入予定者でも制度を利用することはできますか？

住宅設備機器の場合、申請時に新冠町に住所を有していなくても申請をすることは可能です。ただし、完了届提出時には新冠町に住所を有していることが条件となります。

LED照明購入の場合、申請時に新冠町に住所を有していなければ申請することはできません。ただし、購入後1ヶ月以内の申請受付期間内であれば、申請を行うことは可能ですので、購入後、1ヶ月以内に住所を移していただければ申請することは可能です。

例) 町外在住の方で新冠町内に新築住宅を建築し、LED照明器具を設置する場合。

⇒LED照明器具の代金支払い後、1ヶ月以内に新冠町に住所を有していれば申請可能です。

◆Q8 補助金申請を代行できますか？

工事施工業者や住宅建築施工業者に代行してもらうことは可能です。

◆Q9 2世帯住宅で、別々に補助金の申請をすることはできますか？

補助金の申請は、同一年度1世帯につき1回限りです。

2世帯住宅の場合は、2世帯住宅の要件を満たし、世帯が別れていることが住民票で確認することができれば、別々に申請することは可能です。

ただし、太陽光発電システムを設置する場合は、電力会社との契約が世帯ごとに分かれており、それぞれの系統に設備が設置されていることが要件となります。

【2世帯住宅の要件】

構造上 — 玄関と居室を仕切る扉がある

利用上 — ①専用の出入口がある（玄関が1つでも共用部分を通行し、外部に出入りができれば可）

②各部分に台所がある

③各部分にトイレがある（専用部分にあることが条件です）

※また、2世帯住宅の建物を2つの区分に分けて「区分登記」されていれば、それで2世帯住宅の要件を満たしていることになります。

◆Q10 納税証明書の提出が不要なケースはどんな場合ですか？

納税証明書の提出を求めるのは、町税の滞納がないかを確認するためです。

したがって、以下の①と②の要件を全て満たす方は納税証明書の提出は不要です。

①平成28年1月1日時点で、新冠町民ではない方

道町民税の対象者ではないため、提出は不要です。

②平成28年1月1日時点で、新冠町内に固定資産を保有していない方

固定資産税の対象者でないため、提出は不要です。

また、納税証明書の提出が必要な方でも、納税状況確認承諾書（交付申請書の裏面）の提出があれば納税証明書の提出を省略することができます。

◆Q11 住民票の記載で記載省略できない項目は何ですか？

世帯主の氏名と続柄を省略することはできません。本籍、筆頭者は省略できます。

また、申請の際には必ず世帯全員が記載されている住民票を提出してください。

<住宅設備機器の設置に関する質問>

◆Q1 工事が終わっているものは対象になりませんか？

補助対象となる機器付きの建売住宅等を購入する場合を除き、工事着手前に申請していないものは、補助の対象となりません。

新築の住宅工事が始まっていても、対象機器の工事に着手していなければ利用可能です。

◆Q2 建売住宅に対象機器が備え付けられている場合は対象になりますか？

補助対象となるものは、新築・中古住宅を問わず、新たに設置されたもの（新品）です。既に使用されているものは、補助対象となりません。

対象機器付建売住宅を購入し、制度を利用する場合は、必ず購入した住宅に居住する前（契約後）に申請を行ってください。

◆Q3 新築住宅や建売住宅の工事（購入）金額に対象機器分も含まれている場合はどのようにすればよいのでしょうか？

完了届を提出する際に、対象機器の購入契約書及び領収書の写しの提出を求めています。住宅を新築する又は建売住宅を購入する場合は、対象機器だけの購入契約書や領収書というものは発行されないケースがあります。

この場合、住宅建築の施工業者や売主に依頼して様式第4号の工事金額証明書に記名、押印してもらい完了届と一緒に提出してください。

◆Q4 集合住宅（アパート等）の場合、補助は可能ですか？

集合住宅の場合は、補助の対象としていません。集合住宅を対象としない理由としては、機器の設置に伴って、建物の補強や建物の改修が必要となる場合や、設置工事に伴って他の入居者の方にも影響を及ぼす可能性があるためです。

（LED照明の購入に対する申請は集合住宅にお住まいの方でも可能です）

集合住宅 … アパート、公営住宅、職員住宅等

◆Q5 2種類以上の対象機器の設置する場合、それぞれ補助対象となりますか？

補助の対象となります。例えば太陽光発電システムとエコキュートを同時に設置する場合、それぞれの機器の補助金額を算出し、その合計額を交付します。

ただし、エコキュートとヒートポンプ温水暖房システムが1つのシステムで両方の機能をまかなえるような場合は、対象機器は1台とみなします。

◆Q6 対象機器が新品かどうかをどうやって判断するのですか？

設置機種を保証書やメーカーによる出荷証明などから判断します。

完了届提出時には保証書の写し（名前、住所、日付、製造年月日又は出荷年月日、施工業者名等記載があるもの）の提出を求めています。保証書だけでは判断できない場合、出荷証明等の記載がある書類を提出していただくことになります。

◆Q7 対象機器の設置写真はどのようなものが必要ですか？

対象機器の設置状況が分かるカラー写真（設置状況が分かるカラー印刷されたものでも可）が必要です。なお、設置状況の写真はその機器が使用可能な状態となっている状況の写真を提出してください。

- ・ 太陽光発電
 - ①太陽電池モジュールがどこに設置されているのかが分かる写真
 - ②モジュールの枚数が確認できる写真
 - ③その他システムを構成する機器が判別できる写真

- ・ その他の機器
 - ①本体及びシステムを構成する機器の設置場所が分かる写真
 - ②本体及びシステムを構成する機器が判別できる写真

対象機器の設置工事を行う場合は、施工業者の方で写真の撮影をしてもらえることもありますので、設置工事の際には施工業者と相談されることをお勧めします。

◆Q8 太陽光発電余剰電力受給契約確認書とは何ですか？

太陽光発電システムを設置し、北海道電力に系統連系ならびに太陽光発電電力販売を申込みした際に発行される書類です。この確認書により住宅に設置した太陽光発電システムが電力会社に余剰電力を売電するシステムであることが確認できるため、太陽光発電システムを設置した場合、完了届の添付書類としてこの確認書の写しを提出していただくことになります。

<LED照明に関する質問>

◆Q1 LED照明を購入する前に申請をすることはできますか？

申請することはできません。申請時に必ずLED照明の購入にかかる領収書(レシートでも可)を提出していただきますので、必ず購入後に申請を行ってください。(住宅設備機器の申請とは申請時期が異なりますので、ご注意ください。)

◆Q2 LED照明の購入後、いつまで申請をすることはできますか？

購入後、1ヶ月以内であれば申請可能です。ただし、必ず受付期間内に申請してください。

◆Q3 領収書に必ず記載していないといけない事項は何ですか？

販売店名、販売店住所、LEDの品名、形式、メーカー、数量、単価、合計金額です。

販売店名、販売店住所は新冠町内の電器店、事業所から購入したもののみ補助対象となるため、必ず記載が必要です。

LEDの品名、形式、メーカーは購入した照明がLEDであるかどうかを確認するため、必ず記載が必要です。

数量、単価、合計金額は、LED電球(蛍光灯)とLED照明器具を一緒に買った場合、補助金額の算定の際、必ずどちらをいくら買ったのかを確認する必要があります。また、補助対象経費も購入金額の合計が1万円以上であることが条件であるため、必ず記載が必要です。

なお、領収書やレシートでこれらのことが分からない場合は、販売店等に依頼して購入証明書を記名、押印してもらい提出してください。(様式はまちづくりグループにあります。)

◆Q4 集合住宅の場合、補助の対象となりますか？

アパート等の集合住宅でも補助の対象となります。

集合住宅 … アパート、公営住宅、職員住宅等

◆Q5 補助対象経費に含まれるものは何ですか？

補助対象経費に含まれるものは①LED電球、LED蛍光灯の購入経費 ②LED照明器具の購入経費 ③LED蛍光灯に取り替える場合に、インバータ(安定器)を取り外す経費 ④これら経費に対する消費税 になります。

LED蛍光灯に取り替える場合のインバータ(安定器)を取り外す経費を含めているのは、既存の照明器具には安定器がついているものがあり、LED蛍光灯をそのままつけても点灯しない場合があること、またインバータを取り外した方がより省エネとなることから(インバータ部分で電力を消費するため)取り外し経費についても補助対象としています。

◆Q6 1万円以上購入しないと補助を受けることはできませんか？

1万円以上の購入がないと補助金を交付することはできません。これは、各家庭において一定程度のLED照明の導入を促すことを目的としていることと、まだ既存照明に比べ高額であるLED照明に対し助成することで導入を促進させることを目的としているためです。

◆Q7 町外の電器店からLED電球を購入したのですが補助を受けることはできますか？

補助対象になりません。町内の電器店やLED照明を取扱う事業所から購入したLED照明のみ補助対象となります。

◆Q8 新築住宅に太陽光発電システムとLED照明器具の導入を予定しています。それぞれ申請することは可能ですか？

それぞれ申請することは可能です。この場合、太陽光発電システムとLED照明器具の購入に対する申請手続きが異なりますので、ご注意ください。(詳しくは補助の手引きをご覧ください。)

◆Q9 LED照明付きの建売住宅を購入する場合、補助の対象となりますか？

建売住宅(新築物件)の場合は補助の対象となります。ただし、中古住宅の場合、購入前から設置されているLED照明については、補助の対象となりません。住宅購入後、居住される方が新たにLED照明を設置するか、既存の照明からLED照明に取り替える場合において補助対象となります。

これは、新たに導入するLED照明に対して助成を行うとしているためです。